

委託内容（案）

1 委託目的

令和6年3月策定の石神井庁舎跡施設・跡敷地活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援を業務委託する。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

3 令和6年度の業務内容

- (1) 石神井庁舎跡敷地活用基本構想検討会議（以下「検討会議」という。）の運営支援（資料作成、説明、会議録の作成）
 - ① 検討会議での主な検討事項は以下とおり
 - ・再開発ビルに移転しない機能の候補
 - ・公共施設の複合化の候補
 - ・新たな行政需要や地域の賑わいの創出に資する機能の候補
 - ・民間施設の候補
 - ② 検討会議は7月以降、2か月に1回、計6回程度を予定
 - ③ 検討会議に向けた担当との打合せ（6回程度）
- (2) 検討会議から区へ提出する報告書の作成支援
- (3) 石神井庁舎跡敷地に求められる機能の区民意見アンケートの作成、郵送、収集および分析
アンケートは無作為抽出をした5,000名に郵送することを予定している。郵送物の作成に要する費用および郵便料金は受託者の負担とする。なお、回答についてはWEBからの回答を基本とする。
- (4) 庁内検討委員会および作業部会の運営支援（資料、会議録の作成）
 - ① 庁内検討委員会は、7月以降2か月に1回、計5回程度を予定
 - ② 庁内検討委員会作業部会は、7月以降2か月に1回、計5回程度を予定
 - ③ 庁内検討委員会等に向けた担当との打合せ（5回程度）
- (5) 上記内容を踏まえた成果物の提出

4 令和7年度の業務内容（案）

※令和6年度の検討状況により内容変更の可能性有り

- (1) 石神井庁舎跡敷地の活用に向けた基本構想の策定支援
- (2) 民間活力を活用した事業成立の可能性調査および検討
- (3) 庁内検討委員会および作業部会の運営支援（資料、会議録の作成）

(4) 上記内容を踏まえた成果物の提出

5 委託内容の決定

プロポーザル募集要領に記載したとおり、委託内容の詳細については、本プロポーザルによる受託候補事業者と区との協議により決定する。

6 契約について

本プロポーザルは、2年間の業務を見越した石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援の業務委託に関する企画提案の行い、令和6年度の契約優先候補者を選定するものである。

委託契約は単年度ごとに行い、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、次年度は随意契約を行うことがある。